

-14 項目の覚書の概要-

1. 米国とイランおよび同盟国は、全戦線で軍事行動を恒久的に停止し相互の武力行使を禁じるとともに、レバノンの主権保全を保証し、その内容を最終合意で確認する。
2. 米国とイランは、相互の主権および領土保全を尊重し、内政不干渉を原則とする。
3. 両国は、最大 60 日以内に最終合意の交渉・締結を行い、必要に応じて相互合意によりこの期間を延長できる。
4. 米国は署名直後に対イラン海上封鎖と妨害措置を 30 日以内に解除し、最終合意後 30 日以内に周辺から自国軍を撤収する。
5. イランは 60 日間、ペルシャ湾・オマーン湾における商船の安全航行を無償で確保し、機雷撤去などを進め 30 日以内に航行回復するとともに、ホルムズ海峡管理を沿岸国およびオマーンと協議する。
6. 米国は地域のパートナーと協力しイラン再建に 3,000 億ドル規模の復興計画を 60 日以内に策定し、関連する金融取引に必要な許可を付与する。
7. 米国は最終合意に基づき対イラン制裁を全面解除し、両国は制裁解除の重要性を踏まえ、合意に向けて直ちに交渉を進める。
8. イランは核兵器を取得・開発しないと再確認し、米国とともに国際原子力機関（IAEA）監督下での希釈を最低限の方法とする濃縮物質処分や核問題の合意を目指し速やかに交渉する。
9. 最終合意の成立まで米国とイランは現状維持で合意し、イランは核計画の現状を維持し、米国は新たな制裁や追加の軍隊配備を行わない。
10. 米国は署名直後から制裁解除までの間、米財務省がイラン産原油・石油製品などの輸出や銀行取引・保険・輸送に関する全サービスについて適用除外措置を発令する。
11. 米国は覚書実施に伴いイランの凍結資金・資産を利用可能とし、資金解放手続きで合意の上、イラン中央銀行指定先への支払いを認め、必要な認可発行を約束する。
12. 両国は覚書の円滑な実施および将来的な最終合意の遵守状況を監視するための実施メカニズムを設置する。
13. 覚書署名後、第 1・4・5・10・11 項の実施開始と措置継続を条件に、残る項目について最終合意に向けた交渉を開始する。
14. 最終合意は、拘束力を持つ国連安全保障理事会決議により承認される。

(注) この日本語訳は、[イラン・イスラーム共和国通信 \(IRNA\)](#) による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェットロが作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、ジェットロ は責任を負うことができませんのでご了承ください。